

規 則

一般職の任期付職員を採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則二〇一五

一般職の任期付職員を採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員を採用等に関する規則（埼玉県人事委員会規則二〇一一）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条第四項及び」を削る。

第四条及び第五条を削り、第六条を第四条とし、第七条を第五条とする。

第八条中「第七条」を「第五条」に改め、同条を第六条とする。

第九条を第七条とする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。